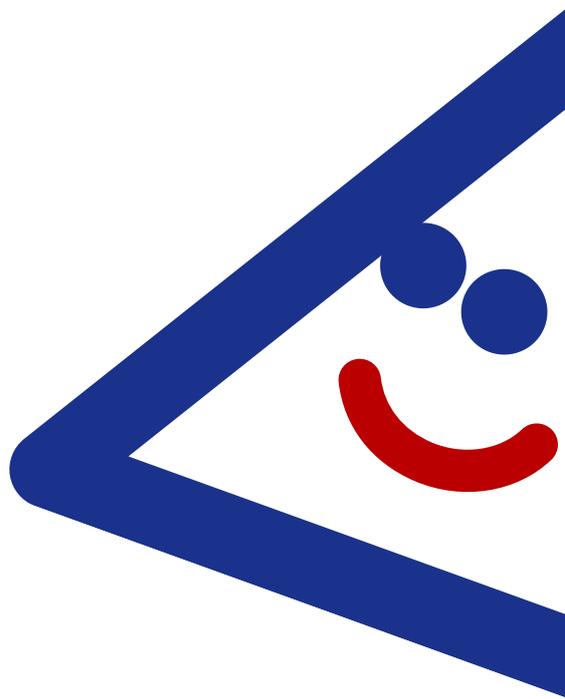


2009.9

規制改革会議  
規制改革の取組と成果

私たちの暮らしをもっと豊かに



# 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| このパンフレットについて                    | 3  |
| 規制改革への取り組み                      | 3  |
| はじめに 私たちの暮らしを豊かにするためには規制改革が必要です | 4  |
| 1 携帯電話をさらに便利に使えるようになりました        | 7  |
| 2 国内の航空運賃に利用者のニーズが反映されるようになりました | 8  |
| 【コラム】 規制改革は消費者のための取り組みです        | 9  |
| 3 一般用医薬品が安全でより便利に買えるようになりました    | 10 |
| 4 車検の有効期間が延長されました               | 11 |
| 5 就学校の変更が認められても良い理由が明確になりました    | 12 |
| 【コラム】 規制には明確な根拠が求められます          | 13 |
| 6 駐車違反の取締り関係事務の一部が民間委託されました     | 14 |
| 【コラム】 公的な仕事に民間の力を活用しましょう        | 15 |
| その他の事例紹介                        | 16 |
| 規制改革の経済効果                       | 18 |
| おわりに 私たちの暮らしをより豊かなものにしましょう      | 19 |

# このパンフレットについて

様々な規制を適切に実施することは、わが国の社会と経済を自由で豊かなものにするために欠かせない取り組みです。その際には、既にある規制を時代の変化に合わせて見直していくことも必要です。

このパンフレットは、規制改革への取り組みがなぜ必要なのかについて、その背景にある考え方を分かりやすく解説すること、そしてこれまでの取り組みとその成果を皆さんにお知らせすることを目的として作成されています。

このパンフレットで皆さんに特にお伝えしたいことを簡潔にまとめると、以下の3点になります。

- (1) 規制改革には、規制緩和だけではなく、規制の変更や強化も含まれる(6ページ)
- (2) 規制改革は消費者のための取り組みである(9ページ)
- (3) 公的な仕事に民間の力を活用することも必要である(15ページ)

## 規制改革への取り組み

政府の規制改革会議では、内閣総理大臣が任命した15名の委員と各分野の専門委員が規制の見直しについて検討しています。この会議は、平成19年1月から平成22年3月末までを活動期間としています。

このような規制改革への取り組みは、下の年表にあるように、長年にわたって進められてきました。

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 昭和56年 3月          | 第二次臨時行政調査会(土光臨調)が発足  |
| 昭和63年12月          | 「規制緩和推進要綱」を閣議決定      |
| 平成 5年12月          | 経済改革研究会が通称平岩レポートを公表  |
| 平成 7年 4月          | 行政改革委員会に規制緩和小委員会を設置  |
| 平成10年 1月 ~ 13年 3月 | 行政改革推進本部 規制改革(緩和)委員会 |
| 平成13年 4月 ~ 16年 3月 | 総合規制改革会議             |
| 平成16年 4月 ~ 19年 1月 | 規制改革・民間開放推進会議        |
| 平成19年 1月 ~ 22年 3月 | 規制改革会議               |

# はじめに

## 私たちの暮らしを豊かにするためには 規制改革が必要です

### 1. 私たちの自由のためにはある程度の規制が必要です

私たちの社会では様々な自由が保障されています。しかし皆がいつでも好き勝手に行動して良いわけではありません。それは、ある人の行動が他の人の自由を損ねてしまうことも起こりうるからです。

例えば、ある人が周囲に多くの人がいるところでタバコを吸うと、周りの人を不快にしまう可能性があります。

規制とは、一見すると自由を縛るもののように思われますが、実は私たちの社会を真の意味で自由で豊かなものにするためには不可欠なものです。

ただし規制を適切に行うことはそれほど簡単なことではありません。それは規制が弱すぎると意図した効果が得られませんか、反対に強すぎると弊害が大きいからです。

以下では規制改革とはどのような取り組みなのか、また規制改革がなぜ必要なのかについて、例を示しながら私たちの考え方を述べていきたいと思います。しかし「改革」を考える前に、まずは規制がどのように行われるのかについて知っておく必要があるでしょう。

### 2. 規制を定める際にはトレードオフの関係を見抜く必要があります

ここでは規制の例として、自動車の速度規制を考えてみましょう。私たちの住む街の中では、最高速度が時速40キロメートルとされている道路が

存在します。他方で、高速自動車国道などでは、最高速度が時速100キロメートルなどとされています。

なぜ自動車の速度は、このように規制されているのでしょうか。一見すると、「ドライバーがスピードを出しすぎて交通事故を起こしてしまったらドライバー自身もケガをしてしまうので、本人が注意して運転するはずだ。わざわざ規制しなくても良いのではないか」という考え方が正しいように思えるかもしれませんが。

しかし実際に交通事故が起こってしまうと、本人がケガをするだけでなく、歩行者や他の自動車などにも取り返しのつかない被害を与えてしまう可能性があります。このような場合には、やはりルールや規制が必要になるといえるでしょう。

ところで皆さんは、なぜ家の周りの道路では最高速度が時速40キロメートルになっているのかを考えたことがありますか。なぜ時速30キロメートルや時速50キロメートルではないのでしょうか。なぜ規制をするのかに続いて、どのように規制を行うのか、またどの程度の規制を行うのかについて、私たちは考える必要があります。そしてその際に必要なのはトレードオフの関係を見抜くことです。

トレードオフとは、「あちらを立てればこちらが立たず」といったように、望ましいと思われる二つのことを両立させられない関係を意味しています。

自動車の速度を抑えると、交通事故による重大な被害は確実に減るでしょう。しかし極端な例として、日本中の道路の最高速度を仮に時速10キロメートルとしてしまったら何が起こるのでしょうか。



確かに交通事故による被害は減りますが、人々が移動するのが難しくなります。また物流も滞ってしまい、新鮮な魚や野菜が手に入りにくくなることもあるでしょう。

この例からも分かるように、速度規制は交通の安全と円滑等を考慮し、バランスを考えて行われる必要があるのです。したがって新たに規制を定める前には、そのメリットとデメリットを十分に調査することが必要です。

さらに言えば、交通事故を減少させるという目的のために速度規制という手段が最も望ましいものか否かも検討する必要があります。

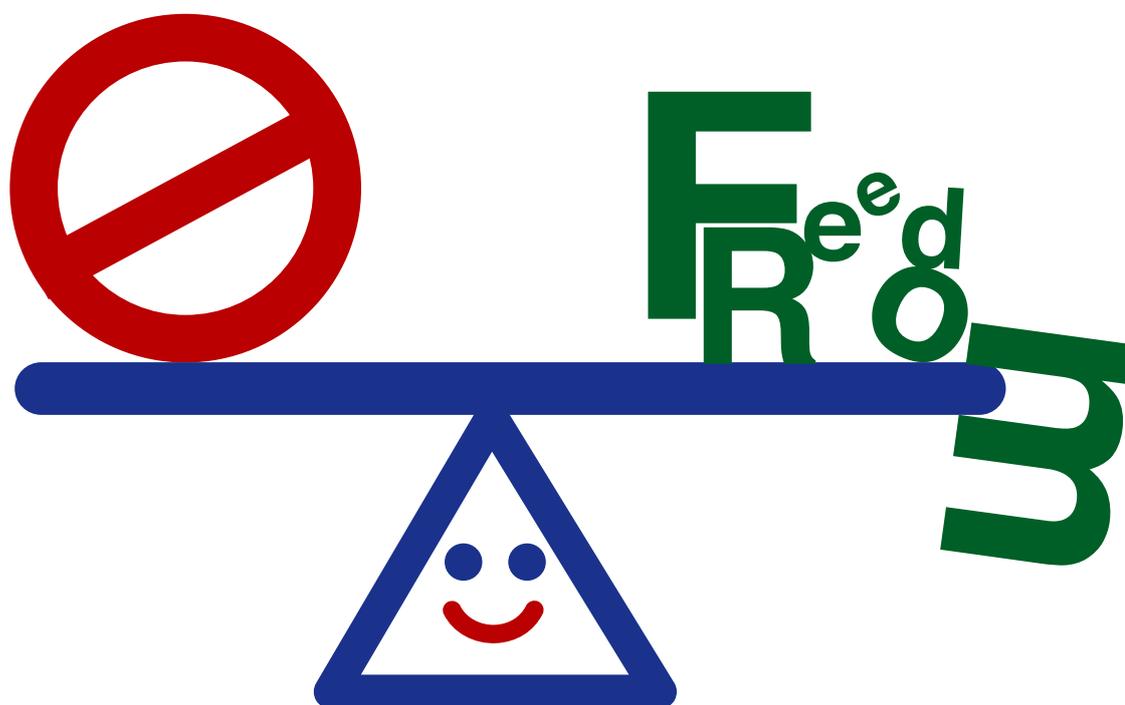
交通量の多い道にガードレールを設置することや交通違反に対する取締りを厳しくするなど、他の施策とどのように組み合わせるのかという観点からの比較検討も必要となります。

### 3. 規制は定期的に見直すことが必要です

次に、規制が定められた後のことを考えてみましょう。自動車の最高速度が時速40キロメートルと定められた際には、おそらく前のページで述べたようなトレードオフの関係を考慮に入れて規制の水準が決められたはずですが。

しかし多くの場合に、事前に規制の直接的な効果や間接的な効果を完全に調査して把握することはできません。また仮にそれが可能であったとしても、とても費用がかかることでしょう。したがって、ほぼ確実に上手くいくという予測が立てば、その規制は実施されることとなります。

ただし、規制が導入された後に予測とは異なる効果が現れたり、想像もしていなかったような副作用が見つかったりする可能性もあります。そのようなときには、事後的に規制を見直すことが必要となります。



それでは、規制が定められてから5年や10年が経った後のことを考えてみましょう。ある程度の時間が経つと、時代の変化により規制の修正が必要になっているかもしれません。

例えば、わが国では高齢化が進んでいるので時速40キロメートルまでという街中の速度規制をより厳しいものにする必要があるという考え方もあるでしょう。また、昔と比べて自動車や道路の性能が大幅に向上して安全性が高まったことを反映させて、速度規制を緩くしても良いのではないかとの意見もあるかもしれません。このような時代や技術の変化に対応する形で、規制の水準は定期的に見直される必要があります。

また、ハンブ(障害物)を設置することなどにより、速度規制という手法によらず速度の抑制を図り、もって交通事故を減少させることができないかを検討するなど、現在の規制のやり方と比較してもっと良い方法を探すという観点からも、規制を定期的に見直していく必要があるのです。

#### 4. 規制改革への取り組みは私たちの暮らしをより豊かなものにします

以上の内容を、規制改革の必要性という観点から整理しておきましょう。

(1) 新たに規制を定める際には、そのメリットとデメリットとを十分に比較検討することが必要です。

また、規制が導入された後にも、その程度が適切であったかどうかや見過ごされていた副作用が存在しないかについて調査した上で、場合によっては規制のあり方を見直すことが必要です。

(2) 時代の変化や技術の進歩に応じて、既存の規制が現在でも本当に必要なものなのか、また規制の程度はこのままで良いのかを再検討することが必要です。

(3) 技術の進歩などによって、より効果のある規制や副作用の少ない手法が見つかったら、やり方を変えることも必要です。

このように規制改革とは規制緩和や規制撤廃だけを意味するものではありません。望ましくない規制をより効果的な規制で置き換えることも重要

な規制改革なのです。

規制について考える際には、さまざまな利害関係者の意見を集めて検討することが必要になります。その際に、一部の人が賛成する規制に他の人たちが反対することも珍しくありません。

このようなときに、誰かを助けようとして導入・強化される規制によって他の誰かが傷つけられてしまう可能性に注意する必要があります。

例えば、わが国のエネルギーの主役が石炭から石油へと転換した時期には、それにより多くの炭坑労働者が仕事を失うことになりました。しかしそのときに仮に「炭坑で働く労働者がかわいそうだから」という理由で、石油の使用を禁止してしまったらどうなったでしょうか。おそらく炭坑労働者が職を失うことがなくなったかわりに、多くの国民が不便な生活を強いられることになったはずで

す。つまり規制をしないと、炭鉱労働者が仕事を失った「かわいそう」な人たちとなり、規制をしてしまうと、今度は多くの国民が便利な生活をするのができないという意味で「かわいそう」な人たちになってしまったと考えられます。

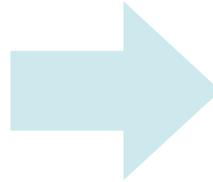
このように規制をしてもしなくても「かわいそう」な人たちが生まれてしまう場合には、利害関係者のうちの一方だけではなく双方の意見を十分に聞いた上で、規制のメリットとデメリットを冷静に判断することが求められるのです。

次のページからは、これまでに実現した規制改革の成果の一部として、国民生活に特に関係が深い6つの事例を紹介します。最初にとりあげる携帯電話のケースは、携帯電話事業者に対して新たな規制を導入することで私たちの暮らしが豊かになった例です。

# 1 携帯電話をさらに便利に 使えるようになりました

## 国民の要望

「携帯電話を、もっと自分に合ったサービスがある会社のものに変えたいのですが、番号が変わると、仕事にも差し障りがあります。今のままの番号を使えませんか？」



規制改革により、携帯電話の番号ポータビリティ制度が導入されました。

## 改革の内容

携帯電話は、以前はすべてレンタル制でしたが、平成6年より電話機の購入(買取制度)が可能になったことで携帯電話を持つ人が大幅に増加し、料金も低下しました。

また、以前は携帯電話事業者ごとに使用できる電話番号が決まっていたために、利用者が他の携帯電話事業者に乗り換える際には電話番号の変更が必要でしたが、番号ポータビリティ制度(以下では「ポータビリティ制度」と表記)が平成18年11月に導入されたことにより、これまでと同じ電話番号を引き続き使えるようになりました。

## 改革の背景と効果

ポータビリティ制度は、技術的に実現可能な方式の検討や制度導入にかかる費用の回収方法などが課題とされていた一方で、利用者は番号を変えずに携帯電話事業者を変更できることを望んでいました。

ポータビリティ制度には、利用者が受ける利便性の向上という直接的な効果のほかに、さまざまなメリットがあります。まず、携帯電話事業者による顧客獲得競争が促進されることで、更なる料金の引き下げやサービスの充実が行われます。また、電話番号が変わらないため、番号の変更を友人や知人に知らせる手間もなくなりますし、変更を知らされた側が登録を修正する手間がなくなったことも、そのメリットとして挙げられます。



## 2 国内の航空運賃に利用者のニーズが反映されるようになりました

### 国民の要望

「両親にもっと頻繁に孫の顔を見せたいのですが、家族4人の旅費を考えると二の足を踏んでしまいます。飛行機代がもっと安くなりませんか？」

規制改革により、国内の航空運賃が自由化されました。

### 改革の内容

航空分野においては、競争促進の観点から、段階的に規制緩和を実施した結果、平成10年には国内航空としては35年ぶりの新規参入がなされました。その結果、特に新規航空会社が参入した路線では、航空会社間での価格競争が進み、運賃が安くなりました。

また従来、国内の航空運賃については、一定の幅の中で各航空会社が自主的に運賃を設定・変更することができる「幅運賃制度」が採用されていました。これに対して、平成12年2月の改正航空法の施行により、国内航空運賃が認可制から事前届出制に移行したために、航空会社が、原則として自らの経営判断により自由に運賃を決定できるようになりました。

それに伴い、各航空会社は、バーゲン型運賃等のように利用者のニーズに対応した多様な運賃設定が可能となり、運賃の低廉化がもたらされました。

### 改革の背景と効果

運賃の自由化や需給調整規制の撤廃などの改革においては、輸送の安全を確保したうえで、利用者利便の維持・向上を考える必要があります。

航空会社間の競争はサービスの向上と運賃の低廉化をもたらし、その面では、利用者利便の向上に資すると思われます。一方で改革が行われた当時は、自由化が行われると航空会社が人件費や整備費など安全に関わるコストの削減を推し進めてしまうことになり、結果として安全性やサービスの質が損なわれる等の理由による自由化への反対意見もありました。

このような考え方もある中で、輸送の安全の確保のため、航空運送事業への参入の許可の際の事前審査等を引き続き確実に行っていくとともに、事後監視を充実させることにより、輸送の安全に必要な事業者の運航体制の確保を求めていくこととして、規制の見直しが行われました。そして実際に、輸送の安全を確保しながら、運賃の低廉化やサービスの向上が実現されました。



## コラム 規制改革は消費者のための取り組みです

規制改革とは、一般の生活者の視点から、つまり生産者側ではなく消費者側の立場から、自由でより良い生活を実現するための取り組みです。皆さんが特定の規制に対して賛成か反対かと質問されたら、おそらくその答えは立場によって変わってくるでしょう。

例えば、これまで規制により企業の新規参入が抑制されていた市場では、参入規制の緩和が行われると同業者間での競争がより激しくなるために、既存の事業者の立場では参入規制に賛成する可能性が高いと思われます。しかし、一般の消費者の立場ではそれに反対する可能性の方が高いといえるでしょう。

それではこのような利害対立があるときには規制改革をすべきでしょうか。それとも止めるべきでしょうか。ここで大事なのは、すべての人は生産者と消費者の両方の顔を持っているということです。私たちが会社で働いているときには生産者側ですが、仕事の帰りにスーパーで買い物をするときには消費者になります。このようにすべての人が多種多様な商品やサービスを消費者として利用しているのです。

ここですべての業種において競争が行われている場合と競争が行われていない場合とを比較してみましょう。競争が行われていると、生産者として振る舞うときには頑張っ

て競争に参加しなければならぬ辛さがありますが、おそらく消費者としてはそれ以上のメリットを受けられるはずです。これは企業間の活発な競争を通じて、価格が低下する効果や、新しくより質の高い商品とサービスが生まれ出される効果によるものです。

このように、消費者の満足度を最大にすることを目的として規制改革を行うことは、私たちの暮らしをより豊かにする効果があります。そして、ほとんどの場合にこれは社会全体のためにも望ましいことです。

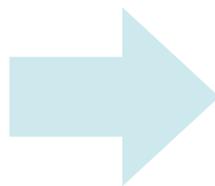
規制改革の利益を受けるのは、多くの場合に一般の消費者です。また規制改革により一時的に損失が発生して不満を持つ人がいたとしても、社会全体をより良いものにするのであれば、結果として皆が幸せになるでしょう。規制を強化することで社会を貧しくしても、得する人は一部に限られてしまいます。

ここで注意する必要があるのは、規制改革によって発生する競争に巻き込まれたくないということが本音であったとしても、生産者側には、建前として別の理由を挙げて、規制改革に反対する動機があることです。そのような誘惑に駆られてしまうことはやはり避け難いことです。私たちが規制について考える際には賛成派と反対派の双方の本音と建前を見分けることが必要といえるでしょう。

# 3 一般用医薬品が安全で より便利に買えるよう になりました

## 国民の要望

「夜中に娘が熱を出しましたが、解熱剤がなくて困りました。深夜でも営業している近くのお店で薬が買えるようになりますか？」



規制改革により、薬剤師に限らず新たに登録販売者が、薬の専門家としてスーパー等で従事することにより、医薬品を販売することが可能になりました。

## 改革の内容

医薬品の販売規制の見直しは、平成11年3月にスーパーやコンビニといった一般小売店で栄養ドリンクなどを医薬部外品として販売できるようにすることから始められました。また平成16年7月からは、安全上特に問題ないとされる消化薬や整腸薬などを医薬部外品とすることで、薬局・薬店以外でも販売できるようになりました。

さらに平成21年6月からは、一般用医薬品(大衆薬)を人に対するリスクの程度に応じて3つに区分することで、特にリスクが高いもの(第1類医薬品)を除き、薬剤師がいなくても「登録販売者」がいる店舗であれば販売業の許可を受けられるようになりました。

## 改革の背景と効果

医薬品の販売規制が見直される以前は、薬は薬局・薬店以外では実質的には買えなかったため、近所に店舗がない場合や深夜などの営業時間外に急に熱が出たときには不便でした。しかし、スーパーのように競争が活発に行われている環境下で一部の一般用医薬品が購入できるようになったことで、消費者の利便性が向上したといえます。

医薬品の販売については、安全性確保が大前提ですが、今後も時代の変化や技術の進歩に応じて、薬を購入する様々な手段が考え出されるでしょう。その際には、国民の要望に沿って、適宜規制のあり方を見直す必要があります。

